

路上イベントにおける道路占用の好事例の紹介

1. 山口県宇部市におけるオープンカフェの事例

開催主体及び構成

宇部市商店街連合会、相生町商店街、宇部市（占有主体は宇部市）

開催期間

平成14年7月12日～同年10月13日までの毎週金～日曜日

10:00～20:00（延べ42日間）

実施目的

「宇部市中心市街地活性化基本計画」に基づき、「来街者が憩い、楽しめる場の創出」をする。

実施場所の道路状況

直轄国道と宇部市道の双方で実施している。

- ・ 宇部市道上の歩道（幅員14m）
- ・ 国道190号線の歩道（幅員12m）

占有許可した物件

テーブル、イス、パラソル、植木、プランター

占有許可条件

ア 歩道に4mの通行部分を確保すること。

イ その他「オープンカフェ実施計画書」の内容を遵守すること。

（実施計画書の概要）

- ・ 期間中の環境美化のため、清掃に努める。期間終了時に清掃を行う。
- ・ 歩道上に設置した物件は、閉店時に倉庫に収納する。
- ・ 緊急連絡体制を整備する。
- ・ 宇部市が定期的に設営状況を確認する。

交通規制の有無

無

関係機関との調整内容

歩道の通行帯の部分と、オープンカフェの実施部分とを、プランターなどの設置により区分し、通行帯の幅として最低4mを確保することとした。

その他

- ・ 宇部市が定める「宇部市活性化基本計画」に沿った施策の一環として、地元商店街と宇部市とが協力して実施した。

- ・ 宇部市が占用主体となるなどの支援を行ったことで、地域活性化のための施策の一環であることが明確であった。



(山口県宇部市 オープンカフェ)

2. 大阪府堺市におけるオープンカフェの事例

開催主体及び構成

堺TMO運営協議会（堺商工会議所）

開催期間

平成14年8月2日～同年8月11日

10:00～19:00（連続10日間）

実施目的

中心市街地のイメージアップを図り、来街者を増加させることによって、中心市街地の商業活性化に資する。

実施場所の道路状況

堺市道の歩道上（幅員13.5m）

占用許可した物件

テーブル、イス、パラソル、格子状パネル、ランプ

占用許可条件

ア 通行者の安全及び通行を確保すること。

イ 不法駐車対策に配慮するとともに、道路清掃を実施すること。

交通規制の有無

無

関係機関との調整内容

イベント企画者、警察、道路管理者の三者で事前に協議している。

その他

ア 歩道内の通行部分と、オープンカフェの実施部分とを、格子状パネルの設置により区分し、4mの通行部分を確保している。

イ 警備員を配置している。

ウ 照明は、テーブル上のランプだけとし、通行に支障が生じないようにしている。

エ オープンカフェ利用者による違法駐車が生じないよう、会場内に注意喚起の表示をするとともに、パンフレットを常備し、自動車での来訪者を駐車場へと誘導するなどの違法駐車防止に努めることとしている。

オ 歩道上に設置した物件は、閉店時に倉庫に収納することとしている。

カ 中心市街地の活性化に資する事業を実施するために設立された「堺TMO」が実施主体となっている。



(大阪府堺市 オープンカフェ)